

## 6 被害類型別の特徴と注意点

犯罪被害者等の置かれる状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

注) ●=すべての犯罪被害者等が対象となる支援等      ★=対象要件がある支援等

### (1) 殺人事件等遺族への対応

(特徴)

殺人事件の被害遺族は、被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を自分自身に置き換えてみたり、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しみます。

また、特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合、経済的な負担を大きく受けることとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことがないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を正確に理解・判断できないなど、思考力や判断力に影響を受けている場合があります。

このような状態にあることを十分に理解し、支援・制度を紹介するパンフレットやメモなどの情報提供等を行う際は、わかりやすい説明に加え、その時期や方法を適切に判断するなど、より一層の配慮が求められます。

#### 1-1 死亡の際の様々な手続

##### ● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村に持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先) 市町村、警察署(P135)

● **司法解剖に関する経費の公費負担**

故意の犯罪により被害者が死亡し、司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで（県内に限る）搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

（連絡先） 警察署 (P135)、海上での犯罪の場合は酒田海上保安部 (P102)

● **各種健康保険・年金の異動届**

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先） 市町村国民健康保険担当課、市町村国民年金担当課、年金事務所 (P114)、勤務先庶務担当など

● **遺産相続等**

犯罪被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

（連絡先） 犯罪被害者の住所地を管轄する税務署 (P135)

**1-2 遺族が受けられる給付、助成制度**

★ **犯罪被害者等給付金(遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族に対し、一時金が支給されます。

（連絡先） 警察署 (P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室 (P85)

★ **山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度**

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として無利子で貸付けを行います。

（連絡先） 警察署 (P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室 (P87)

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方）のある配偶者または子に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方が住んでいた市町村

★ **遺族厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方の住所を管轄している年金事務所 (P114)

亡くなった方の共済組合、亡くなった方の勤務先庶務担当

### 1-3 子どもが遺族となった場合の奨学金制度

#### ★ 遺児の就学援助等

奨学金が給与されます。

(連絡先) (公財) 犯罪被害救援基金 (P106)、警察署 (P135)

### 1-4 マスコミ対策

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

→P62 参照 (3-6-1 マスコミにどう対応していいのかわからない)

## (2) 暴行や傷害事件等の被害者への対応

### (特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (対応上の注意点)

#### 2-1 診断書等の公費支出

##### ★ 診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(連絡先) 警察署(P135)

#### 2-2 重傷病を負い又は障がいが残った場合に受けられる制度

##### ★ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P85)

##### ★ 山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限30万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P87)

##### ★ 特別障害者手当

20歳以上で著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の方に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

##### ★ 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方は、本人又は保護者の申請で手帳が交付されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が身体障害者手帳の発行を受けるなど一定の場合には、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135)、市町村(P133)

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気や怪我がもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によって受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害厚生(共済)年金等**

厚生(共済)年金の加入中に初診日がある病気や怪我がもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 年金事務所(P114)、勤務先庶務担当

★ **就労移行/継続支援**

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場所を提供します。

(連絡先) 市町村(P133)、指定障害福祉サービス事業者

### 2-3 子どもが被害当事者の場合に受けられる制度

★ **特別児童扶養手当**

20歳未満で中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護し、養育している父母又は養育する者に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害児福祉手当**

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

### 2-4 加害者が暴力団等である場合

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部・暴力団関係相談(P96)

(公財) 山形県暴力追放運動推進センター(P101)

### (3) 交通事故に遭った人への対応

#### (特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律上の「犯罪」に該当するにもかかわらず、「事故」として社会で軽視される傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。

被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

#### (対応上の注意点)

##### 3-1 交通事故に遭った場合の対応

###### ● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

###### ● 警察への診断書提出

交通事故で怪我をした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時は怪我に気付かなかったが、後で怪我が明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

##### 3-2 自賠責保険、自動車保険の保険金請求

#### (連絡先)

加入している損害保険会社

##### 3-3 相談窓口

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) 山形県弁護士会 (P109)、山形県交通事故相談所 (P68)

(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部 (P115)

(公財) 交通事故紛争処理センター (P116)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P117)

(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (P124)

### 3-4 交通事故における支援制度

#### ★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

#### ★ 介護料支給、生活資金貸付等

全国 50 カ所に支所を設置し、自動車事故を原因として介護を要する重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、自動車事故により脳を損傷し重度の意識障害を負った方を対象に治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国 11 カ所に設置・運営しています。

また、交通遺児等への貸付・友の会活動などを行っています。

(連絡先) ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)(P118)

#### ★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します(大学生等は一部給付制度があります)。

(連絡先) (公財)交通遺児育英会(P122)

#### ★ 交通遺児等育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財)交通遺児等育成基金(P123)

#### ★ 交通遺児奨励金

激励見舞金、勉学等奨励金等が給付されます。

(連絡先) 市町村交通安全対策担当

山形県交通安全母の会連合会(山形県消費生活・地域安全課)(P125)

## (4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。

心理的、社会的な何らかの反応(P.4「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大し、影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、異性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者に希望を確認し、同性の支援者の対応を検討することが必要です。

### (対応上の注意点)

#### 4-1 早期解決・回復のために、早い段階からの必要な支援

##### ● やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」への相談

性被害に遭われた方や過去の被害で悩んでいる方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら、安心して電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。(P95)

##### (支援内容)

- ・電話や面接による相談対応
- ・医療機関や警察、弁護士、心理カウンセリング等の紹介や付添支援など被害者が求める支援
- ・医療費や法律相談、心理カウンセリングに係る費用の一部を助成

##### (公費負担制度)

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査などの医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(連絡先)

**やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」**

**専用相談 023-665-0500**

月～金 午前10時から午後7時まで（土日祝日、年末年始を除く）

※ 上記時間以外でも、政府設置のコールセンターに電話は転送され、24時間365日電話相談は可能です。

※ ホームページから、メールでの相談も可能です。

ホームページ <https://www.benisapo.jp/>

**全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン（ストップ）」**

**又は 0120-8891-77**

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センター（山形県は「べにサポやまがた」）につながる仕組みとなっています。

#### 4-2 警察の対応

性暴力の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応をされるか説明したり、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

##### ● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望する性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察署(P135) 山形県弁護士会(P109)

##### コラム —親告罪—

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるとして、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は起訴することができないとされてきました。

しかし、平成29年7月に施行された改正刑法の規定により、強制性交等罪、強制わいせつ罪等に関して親告罪の規定が撤廃され、被害者の告訴がなくても犯人を起訴できるようになりました。

##### ● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状

況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

なお、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員が警察署への付添いや被害状況を説明する際の補助等、被害者の負担軽減のための支援を行っています。

(連絡先) 警察署(P135)、やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

### 4-3 産婦人科等での検診

すぐに警察に届け出ることによって消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

#### ● 緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

また、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員による医療機関への付添いや初診料、緊急避妊措置等に要した費用の助成を行っています。(警察の公費負担を利用した場合は助成が受けられない場合があります。)

(連絡先) 警察署(P135)、やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)  
産婦人科

#### ● 犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

証拠を保全するため、体液等の採取が必要な場合は、被害者に代わって警察が病院の手配や医師への説明を行います。

(連絡先) 警察署(P135)

#### ● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に支援者が付添いを行います。

(連絡先) やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)  
(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

#### ● 特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 保健所(P132)

#### 4-4 裁判における精神的負担軽減のための制度

##### ★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置や、ビデオリンク方式による尋問を求めることもできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置を求めることもできます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)  
やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)  
(公社) やまがた被害者支援センター (P100)

##### ★ 公判の代理傍聴

性犯罪の被害者が公判廷の審理を傍聴することが大きな負担となる場合があります。民間団体の支援者が被害者に代わって公判を傍聴し、その状況を被害者に伝えるなど被害者の負担を減らす措置を求めることもできます。

(連絡先) やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

## (5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

### (特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないわいせつな画像等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけではなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から逃げ出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚などの周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。

### (対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けることが大切です

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのままに聞いて下さい。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

### 5-1 緊急性(安定性)を確認

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。

なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申し立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、警察又は配偶者暴力相談支援センターに通報するように努めなければなりません。

医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。

通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察署(P135)、配偶者暴力相談支援センター(P74)

やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)、医療機関

## 5-2 緊急時における安全の確保及び一時保護

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 市町村、配偶者暴力相談支援センター(P74)  
山形県弁護士会(P109)

## 5-3 再被害防止に関する制度

### ★ 保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### 接近禁止命令

被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6ヶ月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、保護命令と併せて、子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申し立ても可能。

#### 退去命令

被害者と共に生活の拠点としている住居から2ヶ月間退去することを命じるもの。再度の申し立てが出来る場合もある。

#### 電話等禁止命令

被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

(連絡先)

警察署(P135)、配偶者暴力相談支援センター(P74)、地方裁判所(P136)

### ★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付しないように、申し出ることが出来ます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。同一の住所を有する方についても、併せて支援を申し出ることが可能です。

(連絡先) 住民登録地の市町村

#### 5-4 経済的自立に関する制度

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ P55 参照（3-1-2 働かなければならないが、就職先が決まらない）

## (6) ストーカー被害に遭った人への対応

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「位置情報無承諾取得等」、そして「ストーカー行為」です。特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

「つきまとい等」とは

- ① つきまとい、待ち伏せ、進路に立ちふさがり、見張り、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことの要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒まれたにもかかわらず連続した電話、ファクシミリ、文書の送付、電子メールの送信等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を害する事項の告知等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等

「位置情報無承諾取得等」とは

- ① 承諾なくGPS機器等の位置情報を取得
- ② 承諾なくGPS機器等の取り付け

を行うことをいいます。

ストーカー行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再被害の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影し保存する  
(連絡先) 警察署(P135)

## 6-1 ストーカー被害者に対する再被害防止のための方法

### ★ 警察からの警告、事件化

警察から相手方への口頭注意を行ったり、被害者の申出を受けて相手方に「警告書」の交付や「禁止命令等」を出すことができます。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

なお、平成28年の法改正によりストーカー行為罪は告訴がなくても起訴することができるようになりました。

(連絡先) 警察署(P135)、山形県弁護士会(P109)

### ★ 住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害、配偶者暴力(DV)から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

同一の住所を有する方で、その方を通じて住所が知られる可能性がある場合、その方についても併せて支援を申し出ることが可能です。

(連絡先) 住民登録地の市町村

### ● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイサービス(電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム)や、ナンバーリクエスト(電話番号を通知してこない電話は受付ないようにするシステム)、迷惑電話お断りサービス等を利用することもできます。

(連絡先) 契約している電話会社

### コラム ストーカー規制法の一部改正 (改正:令和3年5月)

近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられるなどの最近におけるストーカー事案の実情を踏まえ、令和3年5月26日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。

- ・ 住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが、実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為
- ・ 電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為
- ・ GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

が規制されるとともに、

- ・ 禁止命令等に係る書類の送達に関する規定が整備され、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる

ようになりました。

<警察庁ホームページ参照>

## (7) 児童虐待への対応

### (特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者による児童(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うことと定義されています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、児童の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSD(P.4「①心身の不調」参照)が生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は児童の人格形成に著しい影響を与え、社会に適応することが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。

被害を受けた児童に適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、虐待を疑われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに山形県児童相談所や緊急を要する場合は警察に通報します。子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

### ● 対応

#### ア 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、山形県中央児童相談所(庄内地方は山形県庄内児童相談所)等に通告し対応を協議してください。

(P129)

#### イ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに山形

県中央児童相談所（庄内地方は山形県庄内児童相談所）に通告して下さい。  
(P129)

**生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。**

子どもが大怪我をしている場合など、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署 (P135)、消防署

## ● 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。

必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

## 7-1 通告後の通告先機関における対応

### ● 対応

#### ア 在宅支援の場合

通告のあった児童の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域で子どもと家族が安心して暮らせるように、通告先機関やその他の関係機関がネットワークを構築し、方針を検討したうえで支援が行われます。

具体的には、通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、民生委員・児童委員などによる支援、見守り等が行われます。

#### イ 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われます。親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申し立てにより措置の承認を求めます。

可能な事例については、再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

これらの取組みは市町村要保護児童対策地域協議会<sup>5</sup>等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

<sup>5</sup> 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童に適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

## 7-2 通告後に求められる役割

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

### コラム —子どもの心の理解とケアのために—

精神の未成熟な子どもは特に、犯罪被害などの強いショックを受けた後、さまざまな心理的反応をあらわしてきます。多くは一時的なもので、家庭や学校の中で適切に受け止められ、周囲の大人たちが、子どもを危険から守り、安心感を与えることで、自然に落ち着いていきます。

#### 被害後の子どもが示す様々な心理的反応

- ・また同じような目に合うのではとオドオドしたり、そわそわして落ち着かない
- ・脅えたり、怖がったり、不安がり、些細な事にもビクビクする
- ・事件のことを思い出せない
- ・頭痛、腹痛などを訴える
- ・感情が麻痺し、何もなかったように平然としている
- ・話をしなくなったり、ぼーっとしている、引っ込み思案になる、気分が落ち込む
- ・被害を受けたのは自分の落ち度からだと思い、自分を責める
- ・加害者を罰してやりたい、仕返しをしたいと思う
- ・何かのきっかけで事件を生々しく思い出し、苦痛を感じる
- ・涙ぐんだり、泣き出したりする
- ・やたら甘えたり、親のそばを離れようとしなくなり、幼児退行が見られる
- ・他人との接触を拒み、自分の殻に閉じこもる
- ・寝付きが悪くなる、夜中に目を覚ます、怖い夢をみる
- ・外出を嫌がる、登校をしぶる、一人で外に出られない

#### (特に虐待を受けた子どもに顕著な心理的反応)

- ・安定しない養育環境での生活のため、感情が不安定になる
- ・日常的な暴力にさらされているため、粗暴になる
- ・対人関係で適正な距離が保てず、甘えたり、極端に反抗的な態度をとったりする
- ・保護者から虐待を受けるため、大人に対する強い不信感を持つようになる
- ・加害者への愛着や、家族へ影響を心配し、虐待行為について話せずにいる
- ・虐待の原因を「自分が悪い」と考えたり、性的虐待を愛情表現と考える

#### 少年の心理反応への対応

- ・いつもと同じ自然のリズムを心掛ける
- ・子どもが話してきた時には、しっかりと耳を傾け、さえぎらず最後まで聞く
- ・被害の後は、強い感情を伴う特異な心理状態になることは、正常な反応であることを伝え、子どもを安心させる
- ・身体の不調を訴えたときは、無理強いせず、ゆっくり休ませる
- ・自尊心を高めたり、やれば出来るという気持ちを持つような活動を見つけられるように手助けする
- ・怖い夢をみたり、夜中に突然目を覚ましたりしたときは、しっかりと抱きとめて「大丈夫だよ」と言って安心させる
- ・一時的に、無気力になって成績が低下したり、わがままな行動が出ることを予測し、その気持ちを理解するとともに、基本的なルールは守らせる
- ・攻撃的、自滅的な言動には、無視せず丁寧に対応する
- ・幼児退行の際には、叱らずに十分にスキンシップを与える

#### コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止に関する法律第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

#### コラム — 親権者の懲戒権と子ども虐待の関係 —

かつて民法では、親権の中の1つとして「懲戒権」が規定されており、「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと、虐待を「しつけ」と主張する親は少なくありませんでした。

しかし、令和4年に民法が改正され「懲戒権」は削除、児童虐待の防止に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、「しつけ」と称した虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

## (8) 高齢者虐待への対応

### (特徴)

高齢期には、身体の機能の低下が進み、その結果自立度が低下し、家族や施設の介護者に身の回りの世話を依存することが多くなります。介護の必要度が進むと、高齢者の自尊心感情を損なう、あるいは介護者と被介護者の関係の中で、放置や無視、心身の加害行為に至ることもあります。認知度が進行した場合などには、介護負担は一層増大するとともに、高齢者は自分の資産や家計を管理することが困難になり、資産や金銭を騙し取られるなどの被害にあうこともあります。

### (対応上の注意点)

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりえる身近な問題であり、虐待には様々な形態があります。

#### ● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に高齢者の資産を使ってしまう
- 放棄・放任・・・劣悪な環境での放置

### 相談受理時における注意点

高齢者虐待は、過去の間人関係や疾病、複雑な家庭など様々な要因が絡まって発生していることが多いと見られます。また、その殆どが家庭内の事案であり、本人や家族も他人に知られたくないと思っているほか、虐待をしている本人も、自分では虐待とは気づかないでいることもあります。

犯罪被害の相談として受理したものや、一般の高齢者の関する相談として入ってきたものが、実は深刻な虐待である可能性もあるので、高齢者が関係する事案である場合は、漏れなく担当に連絡することや、担当者以外でも高齢者虐待を早期に発見・対応する認識が必要です。

### 8-1 市町村への通報

高齢者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、高齢者虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

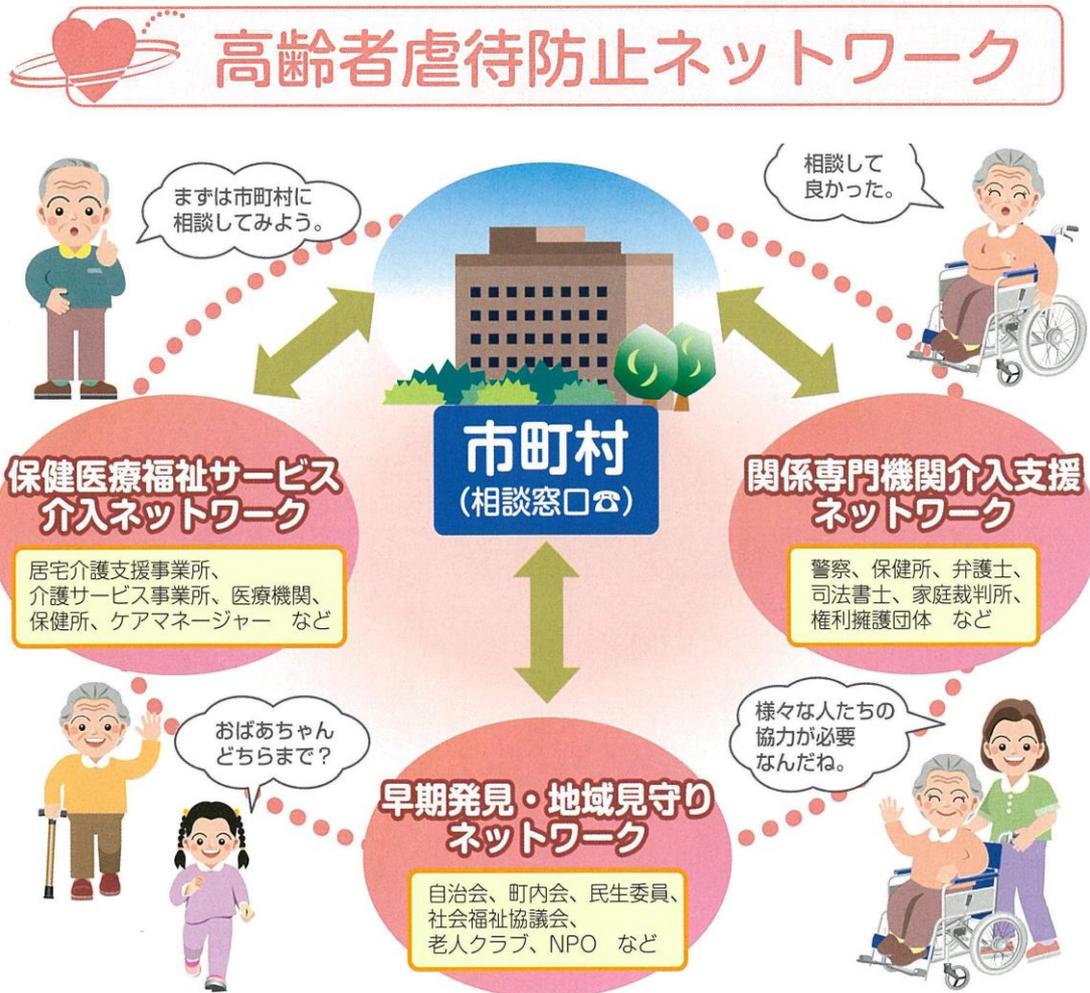
※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条

## 8—2 高齢者虐待対応の支援体制

市町村は、高齢者虐待の防止と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター等の関係機関、民間団体との連携協力体制を整備するとされており、県内各市町村においても整備が進んでいます。

## 8—3 高齢者やそのご家族が抱える生活全般にわたる様々な悩みや心配事や、福祉サービスに関する相談

- 市町村介護保険担当・高齢者福祉担当、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会



## (9) 障がい者虐待への対応

(特徴)

「障がい者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。(障害者基本法2条1項)

「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいいます。

### (対応上の注意点)

虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制が必要です。

#### ● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に資産を使ってしまう、必要な金銭を渡さない
- 放棄・放任・・・食事を与えない、病気や怪我をしても受診させない

### 相談受理時における注意点

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待を未然に防止することが肝要です。また、障がい者虐待は家庭内や事業所内等での事案が多いことや虐待を受けていることを本人が自覚していないケースもあるため、地域におけるネットワーク等を活用し積極的な介入を図ることが大切です。

一般的な相談であっても、障がい者が関係する事案である場合は、虐待が介在していないか念頭に置き、早期に発見・対応する認識が必要です。

### 9-1 市町村等への通報

障がい者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条  
(通報先)

- ・養護者による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・使用者による障がい者虐待 ～ 県、市町村

## 9-2 障がい者虐待防止相談窓口

障がい者虐待防止に関する情報提供や市町村間の連絡調整を図るため、障がい者虐待防止相談窓口を開設しています。

- 山形県障がい者権利擁護センター(P78)